第17章 金融制度

1. 金融体系及び主要な金融機関

2023年3月7日に開催された第十四回全国人民代表大会(以下、「十四大」)において、国務院の組織再編が決議された。これにより、中国の金融管理体制は国務院直轄の「中国人民銀行」、「国家金融監督管理総局」、「中国証券監督管理委員会」の「一行一局一会」に再編され、金融分野の管理強化を狙っている。

「中国人民銀行」は中国の中央銀行として機能しており、マクロ経済における金融政策の策定、体系的なリスク防止、統計データの作成等を担っており、国有金融企業の消費者に関わらない分野や銀行間の取引市場の管理も行っている。また、十四大では「中国人民銀行」の各地支店の再編も行っており、従来の地域大区支店を廃止し、全国 31 の省と直轄市に加えて 5 つの計画単列市 (深圳、大連、寧波、青島、アモイ) 10に支店を設立し、各地方の管理を強化している。

「国家金融監督管理総局」は旧「中国銀行保険監督管理委員会」から新規改編された組織であり、旧「中国銀行保険監督管理委員会」が行っていた証券業界以外の金融業の監督管理を全て巻き取り、国有金融企業の消費者に関わる日常管理と証券業における投資者保護責任も担っている。これにより、従来から課題となっていた部門を跨る管理責任の不明確を解消し、さらに近年の新規金融行為や業態を包括的に管理できるようになった。

「中国証券監督管理委員会」は中国の株式、先物取引、転換社債型新株予約権付社債等の証券に関わる金融業の管理監督を行い、一般企業に関わる上場手続きや情報開示等に監督管理の権限があるほか、十四大において国家発展と改革委員会の企業債券発行審査機能が加えられた。また、以前は「事業単位」¹¹であった「中国証券監督管理委員会」は十四大により政府機関となり、管理能力が強化された。

その他、十四大では、地方金融市場における監督管理体制の強化及び、国有金融組織における 管理と執行の責任分離を行った。特に前者に関しては、後述する不良債権問題につながり、今回 の改編は地方政府が設立した金融管理機構の責任を明確に制限し、中央機構の地方支局をベース とした管理体制を確立した。

上記の金融管理体制と別で、中国財政部は、政府の財源を使用し、直接又は主権国家資産ファンド(ソブリン・ウエルス・ファンド、以下 SWF)を通して、金融系国有企業を保有しており、そのうち直接国がコントロールする企業が「中央金融企業名録」(以下、「名録」)に掲載され、以下のような代表例がある。

国有政策性銀行には、国家開発銀行、中国農業発展銀行、中国輸出入銀行等がある。国有商業銀行は「工、農、中、建、交」(中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行)が代表的である。

¹⁰ 計画単列市とは、国家計画において省レベルと同等の経済管理権限を持つ都市を指す。

¹¹ 国が社会的公益を目的とし、国家機関もしくは国有資産を利用するその他の組織を通じて運営する、教育、科学技術、文化、衛生等の社会サービスを行う組織を指す。

また、保険業においては、中国人民保険、中国人寿保険、中国太平保険等がある。一方、「中国 投資有限責任公司」は国際貿易で獲得した米ドルの有効活用等を目的として 2007 年に成立した SWFであり、資産総額は現在世界第 2 位である。傘下には国有金融企業の株式を多数保有する「中 央匯金」や海外に投資する SWF 等がある。

「名録」に掲載された企業以外には、金融系以外の国有企業又は政府資本(直接又は SWF 経由で)が保有する国有金融企業や、政府資本が一部株式を保有している金融企業や、中国の民間資本が独自で設立した民営金融企業等がある。なお、合弁会社の場合は出資比率に関わらず、実態的に経営判断を政府の意向に合わせることがある。また、政府資本の銀行に対して、経営範囲によって、全国範囲で経営される「株式制商業銀行」と一定の地域に限定する「地方商業銀行」にも分類される。他方で、2020年に金融業界における外資出資制限が全面的に撤廃され、近年外資の中国市場への参入が各金融業態で活発になっている。

2. 金融市場の問題点

中国の金融市場において大きな問題となっているのが「銀行理財商品」と「銀行の不良債権」、「債務不履行」の問題である。

(1) 銀行理財商品

「理財」とは一般的に「財テク」等と翻訳される中国語である。商業銀行が行う個人理財商品業務に関して2005年に(当時の)銀行業監督管理委員会が「商業銀行個人理財業務管理暫定弁法」を公布している。理財商品は投資信託に類似した「金融商品」としての側面がある。銀行が発行する安定した金融商品であると個人が誤解して購入し、その後、時価が下落し多額の損を被った個人が続出して大きな社会問題になった。

2013 年には銀行理財商品の運用資産の内、貸出等が占める割合を35%以下、総資産の4%以下に制限するという通知([2013]第8号)が銀行業監督管理委員会により公布されている。個人の資金は、その後規制の緩い証券会社資産管理商品や私募基金管理会社の子会社が発行する商品(いわゆる「シャドー金融商品」)に流れており、金融当局とのいたちごっこの様相を呈している。

この問題を改善するために、当時の中国銀行保険監督管理委員会は 2018 年に「商業銀行個人理財業務管理弁法」、さらに 2021 年に「理財会社理財商品販売管理暫定弁法」を公布し、「理財」市場の管理を強化した。両弁法では、消費者が理財商品購入で使用した資金は消費者に属し、いかなる団体が指定投資方法以外の使用は禁じられている。また、理財販売会社は定期的に所管金融部門に評価審査を行う必要があり、その際に必要な販売記録等のデータを提出する義務を法律で定めている。さらに、代理の理財販売会社や理財商品の販売員に対しても、販売契約や販売資格等の条件を明確化にした上で、理財商品にもレベル評価制度が導入され、消費者のリスク許容レベルを評価に合わせて販売可否を判断するシステムの適用を販売時に義務付けられている。もっとも全ての理財商品には、「投資のため損失が伴う」のような注意書きを見える位置で明記しなければならない。

(2) 商業銀行の不良債権

「商業銀行の不良債権」の問題については、金融監督管理総局や中国人民銀行も商業銀行が公表する決算の不良債権の動向には目を光らせている。銀行の信用不安が起きると金融市場全体に波及し、世界経済にも大きなインパクトを与える可能性があるためである。商業銀行の貸出先に不良債権として分類されていない要注意債権に対する貸倒引当不足がどのくらいなのか、さらに簿外の不良債権があるのではないかとマスコミ等では疑義を呈しているところである。

中国銀行保険監督管理委員会は 2023 年 7 月 27 日に、商業銀行の 2023 年 6 月末の不良債権残高 が 4 兆人民元 (約 81 兆 7,700 億円、10 月 4 日現在為替レート 1 元=20.44 円で換算)、不良債権比率は 1.68%と発表している。近年不良債権比率が徐々に改善される傾向にあるが、不良債権残高 の総額が増加している。その原因は、重点領域での融資支援拡大政策と不動産業界の不況にあると推察される。

近年中国は、新たな成長ポイントを創出するために、イノベーション促進を国家戦略とした上で、人工知能や生物製造業等の先端製造業に力を入れ、さらに再生エネルギー関連業界の支援も拡大している。そのような支援業界に対して、企業融資における支援策も設けており、2023 年上期(1~6月)では製造業に対する銀行業の貸出は3.5兆元(約72兆円)増加し、特に先端技術製造業に対しては前年比26%増となっている。一方、13章でも言及したように、2020年8月に「三道紅線(3つのレッドライン)」と呼ばれる政策が発表された。不動産企業の負債比率等に合わせて新規融資制限を設ける政策は、特に負債比率の高い不動産企業に対して、資金繰りに大きな打撃となっており、結果として商業銀行の不良債権拡大にもつながっている模様である。

(3) 債務不履行

中国企業で社債を発行している企業が社債の償還日に支払いができず債務不履行となるケースが近年増えてきている。中国の場合日本とは違い、2度債務不履行を起こしても倒産にはならないが、格付会社から投資不適格の格付を受けてしまい、さらに資金調達が困難になる。例えば2020年度では、北大方正集団、中信国案集団、紫光集団、山東如意科技集団等が債務不履行を起こしている。

一方、商業銀行の不良債権に反映しきれていない「地方融資平台」(Local Government Financing Vehicles: LGFV)の債務問題も、近年中国の金融安定性を揺るがす事態に発展することが懸念されている。LGFVとは、インフラ整備の資金を調達するために、地方政府が出資・設立した投資会社である。中国「予算法」第35条によると、地方政府の資金調達には予算範囲内で行う必要があり、特段定めがない限り、債券発行以外の方法で調達することができず、また債券発行の場合でも国務院経由で全人代又はその常務委員会の承認を受ける必要がある。予算法等の制限を回避するため、LGFVが政府の代わりに必要な資金を調達し、インフラ整備等を通して経済発展を実現してきた。それに対して、地方政府はLGFVが融資の際に「暗黙の政府保証」を与えることで、LGFVが良い条件で資金調達ができる。例えば、上海市浦東新区を建設するため、1997年に上海市が「上海市建設投資開発総公司」を設立し、5億元の資金調達を行った。また、リーマン・ショックに対応するために2008年に中国政府が打ち出された景気刺激策の規模が当年度GDPの12.4%に相当する4兆元であり、財政赤字を回避するために、LGFVは銀行等から資金調達を行い、その後の高い経済成長率の維持に貢献した。

なお、通常の場合、インフラ建設による収益は長期に渡って実現するものであり、従来の場合は経済成長による一般財政収入増やインフラ整備による「土地出譲金」(13 章参照)の収入増で、政府収入の増えた分で、LGFVの返済を賄えていた。近年、不動産業界の成長停滞により「土地出譲金」収入が下落し、さらに中国内陸部におけるインフラの過剰整備で経済成長の実現が伴っておらず、特に内陸部のLGFVの債務不履行リスクが高くなっている。例えば、2022年末には、貴州省遵義市に属するLGFV(遵義道橋建設集団)が地元銀行と借入金156億元に対する返済期限延長と金利引き下げで合意した。IMFの推計によると、2022年まで中国全土のLGFVの隠れ債務が66兆元(約1,320兆円)あり、GDPの55%を占め、LGFVの債務不履行のリスクが主要融資先である地方商業銀行の資産悪化にもつながり、中国金融市場の安定性を揺るがす懸念が残っている。

このようなシステミックリスクを防ぐために、中国人民銀行は金融安定化法制定に向けて 2022 年から準備を進めており、同法を基に秩序だった金融機関の処理を進めることを検討している。

3. 日系企業が利用する中国系及び邦銀の状況、金利水準

(1) 外資の金融業務に対する制限と邦銀の状況

中国においては金融サービス分野に外資が業務展開をするための制限は近年かなり緩和されている。

2020年6月23日に公布された「外商投資参入特別措置(全国版ネガティブリスト2020年度)」 (国家発展改革委員会・商務部令第32号)が2020年7月23日より施行されており、2019年度版は同時に廃止されている。2019年度版では証券会社、資産運用会社、先物取引会社、生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えてはいけないとの規制があったが、2020年度版では全て撤廃された。これにより金融業は完全に外資に開放されている。

規制の撤廃を踏まえて、野村証券は2019年3月に野村HDの過半数出資合弁証券会社(野村東方国際証券有限公司)の設立申請が認可されたことを公表、JPモルガンも同じ2019年3月にJPモルガンの過半数出資合弁証券会社(摩根大通証券(中国)有限公司)の設立が認可されており、現在完全子会社になっている。

外資の銀行については 2019 年 9 月 30 日に改正公布・同日施行された「外資銀行管理条例」(国務院令第 720 号) により、現地法人や支店の業務範囲等が規定されている。

規制緩和の状況を鑑みながら、日系の銀行は現地の業務を拡大してきている。例えば、2020 年6月には三菱 UFJ 銀行が、中国銀行より中国債権の売買や管理を担う決済代理人の資格を邦銀としては初めて取得したと発表している。また、2020 年9月には三井住友銀行は、人民元建ての貿易・投資に対応する「クロスボーダー人民元決済システム」に接続すると発表している。

2023 年 2 月 5 日付の第一財経によれば、2 月 4 日現在、外資独資の公募ファンド管理会社は7 社となる。

(2) 貸出金利の状況

中国人民銀行は 2023 年 8 月 20 日、銀行の貸出金利の指標となる最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)を公表した。1 年物 LPR を 3.45%に下げ、5 年物 LPR を 4.2%に据え置いた。

LPR の1年物は優良企業に適用する貸出金利の目安となる。人民銀行は毎月20日に公表し、事実上の政策金利としている。LPR の5年物は住宅ローン金利の基準とされ、各地域や銀行はLPR の5年物にプレミアムを足して住宅ローンの金利を出している。2023年9月1日に工商銀行(ICBC)の金利状況は以下の通りである。

■ 貸付金(中国語:貸款)

短期貸款 (短期貸付金)

6ヵ月以内 4.35%

6ヵ月以上1年4.35%

中長期貸款(中長期貸付金)

1年以上3年未満4.75%

3年以上5年未満4.75%

5年以上4.9%

■企業預金(中国語:存款)

		工商銀行(上海支店) 2023 年 9 月 1 日 ウェブ上公開
活期(当座預金)		0.2%
定期預金	3ヶ月	1.25%
	6ヶ月	1.45%
	1年	1.55%
	2 年	1.85%
	3 年	2.2%
	5 年	2.25%

※なお、各地の具体的な適用金利は各地のICBCによる。

4. 資本制度

中国本土には「上海証券取引所」、「深圳証券取引所」、「北京証券取引所」の3つの証券取引所がある。(香港証券取引所、台湾証券取引所に関しては、本編では含まない。)

上海証券取引所は 2020 年 11 月 26 日で 1990 年の設立から 30 年を迎えた。現在は貴州茅台酒、中国工商銀行、中国石油天然気等約 1,700 社超が上場している。そのうちハイテク企業向けの市場である「科創板」があり、2023 年 7 月現在、株式公開している企業数は 500 社を超えている。「科創板」に上場している企業の例としては、半導体製造の中芯国際集成電路製造 (SMIC) 等がある。

深圳証券取引所は同じく 1990 年の 12 月 1 日に設立され、現在 2,800 社超が上場している。そのうち一定条件を満たしたスタートアップ企業向けの市場である「創業板」には 1,308 社が上場している。上海証券取引所は国有企業をメインとした大型企業を中心に上場していることに対して、深圳証券取引所は華南地域の大手企業がメインになり、ハイテク企業も多く上場している。

上海証券取引所と深圳証券取引所にはA株とB株が取引されている。

- ① A株は、人民元建ての普通株で中国国内居住投資家(中国人投資家)向けである。
- ② B株は、人民元建て特殊株で非居住者投資家(外国人投資家)向けであり、額面・評価は人民元建てであるが、外貨(上海は米ドル、深圳は香港ドル建)で売買する。2001年より外貨所有中国居住者にも開放されているが、資産規模や投資年数等の制限を設けている。

上海や深圳の両取引所でも、それぞれ A 株の上場企業数は、多少の変動はあるが千社を超えたが、B 株は 2023 年 5 月時点上海 44 社、深圳 42 社になっている。B 株は外国投資家を獲得するために設立したもので、現在投資性外商投資企業が必要に応じて外貨を人民元に交換できるようになったため、B 株の必要性が低くなっているが、A 株と B 株の両方で取引されている銘柄もあり、その価格が倍以上の差がある等 B 株を保有する投資家に影響を及ぼす要素が存在するため、A 株と B 株の統合がまだ進められていない。

2014年には上海証券取引所と香港証券取引所との株式相互取引が始まり、2016年には深圳証券取引所と香港証券取引所にも相互取引が拡大している。

一方、上海証券取引所と深圳証券取引所のような会員制の証券取引所に対して、北京証券取引所は中国初めての株式会社形態の証券取引所である。2013 年に、「全国中小企業株式譲渡株式会社」は「全国中小企業株式譲渡システム」の運営を開始し、その内「基礎層」(スタンダード市場)、「創新層」(イノベーション市場)、「精選層」(セレクト市場)の3つの市場があるため、一般的に「新三板」と呼ばれている。その後2021年9月2日には、「精選層」の企業をベースに、「全国中小企業株式譲渡株式会社」の子会社として、北京証券取引所を設立した。2023年9月22日現在までは、222社が上場している。

投資の対象として上場企業の株式を取得する以外に、業務展開の一環として資本参加する場合も考えられる。企業買収としては第3者割当増資引受方式か持分譲受方式がある。企業買収の場合は投資先が「外商投資産業指導目録」投資規制業種でない事の確認がまず必要である。また、買収によって独占禁止法に抵触する場合も、当局から事情聴取が入り資本参加が取り消される可能性がある。新規設立と比較すると、企業買収は営業基盤と経営機構をそのまま引継ぐことができる反面、不良資産、不良債権、製造責任、様々な利害関係、従業員もそのまま引き継ぐことになる。

5. 電子決済制度とデジタル人民元の動向

近年、日本でのキャッシュレス化が進んでおり、2022 年キャッシュレス決済の割合は 36%まで に増加したが、世界ではまだ低い状況になっている。一方、中国はキャッシュレス化において一 歩先を歩んでいるため、本編ではそれについて紹介する。

(1) 電子決済制度

銀聯カードで支払っていた中国消費者はスマートフォンをかざすだけのモバイル決済が一般的になっている。これは2010年6月に中国人民銀行から公布された「非金融機構決済サービス管理弁法」([2010]第2号、[2020]第2号で修正)によるところが多い。

当弁法によると、非金融機構の決済サービスには以下のものがある(第2条)。

- ① ネットワーク決済
- ② プリペイドカード決済
- ③ 銀行カード決済
- ④ 中国人民銀行が規定するその他決済

上記①の「ネットワーク決済」には通貨兌換、インターネット決済、モバイル決済、固定電話 決済、デジタルテレビ決済等が含まれる(同弁法第2条)。電子決済サービスを行う中国の代表的 な会社には、銀聯カードを扱う銀聯商務(Union pay)、アリババグループの支付宝(Alipay)、テン セントグループの微信支付(WeChat Pay)等があげられる。

ひとくちメモ 14:スマホ決済の社会

中国に駐在したら、銀行口座の開設と中国で使用可能なスマートフォンの設定が優先度の高い事項と言える。タクシーを捕まえるにも街中の流しのタクシーは捕まえにくくなり、多くの中国人は配車アプリである「滴滴」を利用してタクシーを呼んでいる。シェア自転車では「哈啰单车(hello)」や「美団単车(meituan)」が有名である。その際に、決済するために「支付宝」(Alipay)や「微信支付」(WeChatPay)を使う必要がある。レストランやコンビニエンスストアでの支払いも現金決済やカード決済が可能なところもまだあるが、「支付宝」(Alipay)や「微信支付」(WeChatPay)を利用してスマートフォンを読み取り機にかざして決済する中国人が多い。オンラインでの出前サービスを利用するケースも一般的になっている。また、路地裏や屋台等の個人商店では、クレジットの POS 機を導入されていなく、小銭が管理しにくいため、ほとんどスマホ決済のみ使用できる。スマホ決済は日本より進んでいる。なお、グループ企業間の連携等により、一部のアプリに関しては、「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)の片方しか決済利用できない場合があるため、不便が生じるケースもある。後述するデジタル人民元は、公的決済インフラとして、そのような不便を解消する打開策となるかもしれません。中国国内ではLINEやTwitter (現X)、Facebook は利用できず、家族や友人等とは SNS として「微博」や「微信」等を利用することになる。中国人と友人となるとこれらに「加入していますか」、「アドレスを交換しましょう」と聞かれることも多い。

ただし、これらの利用状況は全て運営会社に把握されており、必要となれば中国当局に情報提供されてしまう可能性もないわけではない。

(2) デジタル人民元

デジタル人民元とは、中国人民銀行が発行・管理するデジタル通貨のことで、流通中の現金通貨 (M0) の代替という役割を担う。ビットコイン等のデジタル通貨と異なり、またスマホ決済の電子マネーや銀行預金等の通貨代替物とも異なり、中央銀行として発行した「法定通貨」である。

図表 17-1 デジタル人民元の概況

2014 年	中国人民銀行がデジタル貨幣研究チームを設立
2017 年	国務院の許可のもと、商業銀行や関連機構を巻き込んでデジタル人民元体系の開発試 験
2019 年末	第1ラウンド指定都市での実証実験開始 (深圳、蘇州、雄安、成都、北京冬季オリンピック会場)

2020年10月	第2ラウンド実証実験として、指定都市を6つ追加 (上海、海南、長沙、西安、青島、大連) 深圳市で200元単位でのデジタル人民元を5万個(計1,000万元)、一般消費者向けに 抽選配布。 「中国人民銀行法」の修正草案にデジタル形式の人民元を明文化した。
2021年1月	上海の病院でカード型のハードウォレットの実証実験が開始。
2022年1月	アップルやアンドロイドのスマホは、アプリストアからデジタル人民元のアプリをダウンロード可能になった。
2022 年 4 月	第3ラウンドの実証実験がスタート (天津、重慶、広州、アモイ、福州、杭州、寧波、温州、湖州、紹興、金華) また、北京と張家口が北京冬季オリンピック終了後に指定都市となった。
2022 年 12 月	実証実験に追加で5つの都市を追加し、4つの省に対して全省に実験範囲拡大
2023年3月	「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)がデジタル人民元のサービスプロ バイダーとなり、両社サービスの支払い画面でデジタル人民元が使用可能になった。
2023 年 7 月	デジタル人民元機能を搭載した SIM カードが発行

(出所) 各資料に基づき作成

「中国デジタル人民元研究開発進展白書」によると、2021年6月まで、デジタル人民元の試験ポイントは132万個を超え、発行した個人ウォレットは2,087万個以上、法人ウォレットは351万個以上、取引回数は7,075万回を超え、合計取引金額は約345億元となった。また、2022年4月から12月まで浙江省における実証実験では、ウォレットが2,421万個開設され、合計取引金額が1,104億元を超えた。一方、実証実験の期間中政府からデジタル人民元が配布されるがゆえに試してみる人が多いものの、既に「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)が普及している中、一般消費者にとってデジタル人民元を使用するメリットが少なく、デジタル人民元の定着に疑問を持つ人がまだ多い。

それを解決するために、当局は「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)との連携を加速し、2022年12月に「支付宝」(Alipay)からデジタル人民元にチャージすることができるようになり、2023年3月に「微信支付」(WeChatPay)からも可能となった。そうすることで消費者がチャージしやすくなり、デジタル人民元決済になじみやすくなった。また、いずれも数十億の加盟店舗のネットワークを抱えている決済プラットフォーマーは、加盟店対応等のサービス面は中国人民銀行と比べて優位性があり、中央銀行と連携して、ユーザーエクスペリエンスの設計やキャンペーン企画等、デジタル人民元の導入の推進役としても期待されている。もっとも、加盟店にとっては、デジタル人民元決済を利用すれば、現在のスマホ決済のように個々のプラットフォーマーに登録申請する必要がなく、全ての消費者への集客アプローチができるようになった。それに対して、決済サービスを顧客基盤とする「支付宝」(Alipay)にとっては、マーケティングデータにアクセスできなくなる他、自社の顧客基盤を崩すことになるため、今後デジタル人民元の普及における立場は現時点まだ不明である。

他方で、中国全土でデジタル人民元が普及されれば、外商投資企業も振込手数料や支払手数料の軽減でデジタル人民元での取引が進め、さらに脱税防止等の需要を受けて他国政府も積極的に利用し始めると見込まれる。今後、中国政府が念願の人民元の国際化に関しても、デジタル人民元が重要な役割を果たせると推察している。

6. 人民元の国際化

人民元の国際化の背景と目的に関しては、現代の国際通貨体系において、ブレトンウッズ体制が崩壊後も続いている「米ドル本位制」に対して、貿易大国である中国が長年経常収支黒字により巨額の米ドル準備資産を抱えてしまい、米ドル資産の安全性を確保すべく、いわゆる「ドルの罠」に対応せざるを得ないことが起因している。

米ドルの独占的地位によって、アメリカの金融市場とマクロ経済が全世界に与える影響は強まるばかりであった。アメリカのサブプライム危機は、グローバルな金融危機の発端となっただけでなく、世界経済の成長に対し深刻なマイナスの影響を与えた。また、リーマン・ショック後のQE(量的金融緩和政策)により世界中にインフレのリスクを転嫁させ、さらに現在においても、世界経済の不況の中での利上げにより、米ドルを自国に回流させる動きを見せている。人民元の国際化の現状に関しては、中国政府のシンクタンクとしての役割を担っている中国人民大学経済学部財政金融学院・国際貨幣研究所が出版した「人民元国際化報告 2023」にまとめられている。「人民元国際化報告 2023」によると、人民元国際化が進む中、主要な成長ポイントは以下だと分析されている。

- ・中国の経済成長及び国際貿易規模の拡大
- ・中国金融市場の開放
- 各国中央銀行との間で、通貨直接決算契約の締結拡大
- ・地政学環境の変化
- ・中国におけるデジタル経済(デジタル人民元)の発展
- ・炭素排出権取引による人民元・ユーロ債券の発行

特に地政学分野に関しては、ロシアや中東地域における人民元の存在感が高まっている。ロシアでは、ウクライナ問題により先進国が実施したロシアに対する経済・金融制裁措置のため、貿易決済、企業の資金調達、個人の外貨建て資産運用等多くの面で中国人民元が使われている。貿易決済に関して、ロシアの主要銀行が SWIFT (国際銀行間通信協会の略でこの協会が提供した銀行間決済システムも指すことができる) から排除されたことを受け、中国の CIPS (人民元国際決済システム) を利用し始め、2023 年 1 月時点では 1 日 21,000 件以上取引されている。また、2022 年 8 月にアルミニウム大手のルサールをはじめ、ロシア企業は人民元建ての社債発行している。さらに、2023 年 3 月にイランと原油取引に人民元の使用を合意し、2023 年 3 月に過去に米ドルを支持してきたサウジアラビアも中国への原油販売の一部を人民元建てとすると検討している。

また、中国金融市場の開放が進んだことも、人民元の国際化に貢献している。2022 年年末には、外商投資企業による債券市場の投資金額が 3.5 兆元を超えている。直近では「香港ドルー人民元デュアルカウンターモデル」制度が開始され、人民元建てで香港株式市場での売買ができるようになった。また、2023 年 1 月には、初の人民元建て ETF もモスクワ取引所に上場した。さらに、「一帯一路」政策に伴う国際貿易の拡大も人民元の国際化を支援している。2022 年の経常収支におけるクロスボーダー貿易人民元決済総額は 10.51 兆元になり、21 年より 32.4%成長した。直近では 2023 年 10 月 2 日に中国とブラジルの貿易が初めて人民元建て、人民元決済、人民元融資、人民元のレアルへの直接交換の全プロセス取引を実現した。